



VOL.73

トクちゃん新聞

4月号

相続対策もご相談ください～！



平成25年4月10日
徳野会計事務所

〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ビル3階

TEL: 06-6809-2205

FAX: 06-6809-2206

URL: <http://www.ft-tax.com/>mail: info@ft-tax.com

● 白くまアイス

先日、**実母・義母+妻子と宮崎霧島～鹿児島指宿**へ行ってきました。種類の違う温泉に入って桜島の噴煙等いろんな景色も見て、旅を楽しみました。ところで、「**白くまアイス**」ってご存知でしょうか？子供たちにとっては、今回の旅のメインテーマでした。昨年秋ころ、近所のセブンイレブンで「練乳の味わい 白くま」というものを買ってみたのが始まりで、それ以後ちょっとした**家庭内ブーム**になっていました。その発祥が鹿児島市内にある「天文館むじやき」という喫茶店にあるらしく、忙しい旅程の中、行ってきました。

カキ氷にフルーツをトッピングして、レーズンで目と鼻をイメージしているものです。味は正直、どうってことないんですが、私たち同様、**わざわざ食べに来たらしき人であふれていました**。お店の人の対応は悪く、店の内装も小汚い感じでした。それでも行列です。通信販売もやっているそうです。**会社を代表する商品があると強い**ってことを改めて痛感しました。**皆さんの会社ではいかがでしょうか？そういう商品作りも意識したい**ですね。



担当: 徳野



● ご近所さんからのご依頼

先月、**天神橋筋商店街**に本社がある二つの会社からご契約のお話をいただきました。移動時間がないのは助かります。また、4月に入って同じビルで時々お会いする方から「**実は母の相続のごことでご相談したいんですが**」とのこと。**同じビルには他の税理士さんも入っている中**、声をかけていただいて、うれしいな～と思いました。**究極のご近所さん**です♪

◆消費税の税率引上げに伴う経過措置

担当: 福田

消費税改正後の8%の税率は、**平成26年4月1日以後**に行われる取引について適用されます。ただし**平成25年9月30日以前に契約を交わし、平成26年4月1日以後**に引き渡し等を行ったという取引の中には**経過措置**が適用され5%の税率適用になる場合があります。いくつか適用例をご案内いたします。

** 資産の貸付 **

平成25年9月30日以前に賃貸契約を行った事業用建物について、**平成26年4月1日以後**の賃料を領収した場合。
(契約書に貸付期間と賃料が定められており、賃料変更を求めることができる旨の定め及び解約申入れができる記載がない場合。)

** 請負工事等 **

平成25年9月30日以前に締結した請負工事等(注文制作や設計などを含む)の契約において、**平成26年4月1日以後**に完成物の一括引き渡しを約束している場合。

** 定期購読の書籍等 **

平成25年9月30日以前に締結した契約につき、平成26年3月31日までに代金の受領が済んでおり、**4月1日以降**に書籍や物品が供給される場合。

上記経過措置の適用がされる場合、8%税率選択の余地はありません。個別の案件についてご不明な点があればご連絡ください。

◆【書籍紹介】お役所ごと入門

担当: 井上

今回からこのコーナーを担当させていただく井上です。第一回目は「お役所ごと」について取り上げてみました。以下、著書の中の一部です。

創業からしばらくはフレキシビリティがあふれる会社だったのに、時を重ねていくうちに、ポストや人があふれるようになった。あるいは会社が儲かるかどうかは脇において、言われたことだけを事なかれ主義でやる社員が多い…。いわゆる大企業病です。その主たる症状とは、「**お役所ごと**」が**組織に蔓延した状態**といえます。では、なぜ民間企業に勤める人々がお役所ごとをはじめしてしまうのでしょうか。社長ひとりですべての業務をまかなえる時期は社長の力量がすべてであるためビジネスがうまくいきます。これがビジネスが徐々に大きくなってくと管理職や管理部門が必要になり本来であればその管理職や管理部門がしっかり仕事をすればもともと利益を生み出しやすい部門なのですが、**直接「稼ぐ」仕事をしない人々が登場するようになると、「お役所ごと」が生まれやすくなります**。ですから職場にお役所ごとの予兆を察知した時には、稼ぐ気がなかったり、言われたことすら出来なかったりする社員には会社を離れてもらうなど、**早めの治療**をほどこさなければ、**社員全員がアウト**になってしまいます。

私の年代は氷河期世代と言われる世代で、**何においても「安泰」はありません**。この話は役所や会社だけでなく大小問わず、すべての組織がかかる病気だと思います。厳しい社会を生き残っていくためには、お役所ごとを卒業し、危機感を持ち日々の仕事・私生活に取り組みなければなりません。

書籍名: お役所ごと入門 著者: 山田咲道 出版社: 日本経済新聞出版社



◆ 税務スケジュール(4月)

	申告・納税関係	その他
10(水)	・3月分の源泉所得税・住民税の納付	・扶養控除等申告書の内容確認 扶養親族の就職等で給与計算に変更が生じる場合もございます。確認をお願いします。
22(月)	・申告所得税の振替納税日	
24(水)	・個人消費税の振替納税日	
30(火)	・法人税・消費税の確定申告・納税(2月決算)	・社会保険料納付(3月分) 今年度は3月分保険料の料率変更はございません。
	・法人税・消費税の予定申告・納税(8月決算)	
	・消費税の3ヶ月ごとの中間申告(5月・8月・11月決算)	

□ 新入社員の社会保険加入手続き

担当: 岡村

1. 社会保険・厚生年金の加入
 - ・被保険者資格取得届
 - ・年金手帳
 - ・健康保険扶養者(異動)届 等
 詳細については、政府管掌・保険組合等それぞれ加入している団体へ確認してください。
2. 雇用保険の加入
 - ・被保険者資格取得届
 - ・適用事業所台帳 等

速やかに提出しましょう!

◆ MyKomonの給与計算

担当: 岡村

徳野会計事務所と顧問先を結ぶ「MyKomonシステム」の中に「楽しい給与計算」というシステムがあります。弥生給与を導入するまでもないけど、源泉税の変更や社会保険料の保険料率変更が面倒、失念してしまう、というお客様にはこの「楽しい給与計算」は便利なシステムだと思います。お客様が登録した給与データ内容を弊社でも確認ができ、また弊社に年末調整処理を依頼されているお客様は「楽しい給与計算」のデータを利用して弊社による年末調整処理が可能です。もちろん、源泉所得税・社会保険料については自動計算、社員は100名まで処理可能。給与明細書や一覧表・金種表も出力でき、事務処理がスピードアップします。ご興味がありましたら、弊社担当者までお問い合わせください。

顧問先IDへのシステム追加 1IDにつき 月額525円



◆ 人生を喜び、楽しむ。

「感情が幸運を引き寄せる！」

担当: 池田

喜ばば 喜びごとが 喜んで
喜び集めて 喜びに来る
楽しめば 楽しみごとが 楽しんで
楽しみ集めて 楽しみに来る



人間は感情の動物で、「喜怒哀楽」の4つの感情を持っています。常にそのどれかの感情で仕事をしたり、人間関係を結んだりしているわけですが、その感情の元、原因は相手にあるのではなく自分の考えにあるのです。相手や対象物は何であれ、喜ばば喜びの感情がわきますし、楽しめば楽しくなるのです。悲しめば悲しくなるのです。

そしてその感情は波動として、それに関連した要素を引き寄せるのです。どんなことにでも喜び楽しむことで、それによってより多くの喜びや楽しみを引き寄せ、人生を喜び、楽しみのあるものにするのです。

どうぞ、口に出して読んでみてください。なんとなく、楽しい気持ちになってきませんか？

月刊誌「仕事の記録帖」(文明出版社発行)の2013年3月号より抜粋

退職のご挨拶

担当: 杉山

この度4月26日付けで退職することになりました。一時期失業期間もありましたが通算四十数年働いてきたことになりませんが振り返ってみるとアツという間の感じがします。又、徳野会計事務所に入社して5年と9か月、早いものであつという間に過ぎてしまいました。一般企業からの転身でしたので会計・申告書のソフトの操作、消費税関係の理解に苦しみながらも何とかついてこれて今回何とか退職を迎えることが出来ました。今までの経験、知識をどこまで担当先に生かされたのか分かりませんが、会計データの早期作成、決算作業のスピードアップ等々少しは改善され事務所にも貢献できたのではないかと考えております。担当先の皆様、事務所スタッフの皆様方には色々とお世話になり本当にありがとうございました。66歳まで働かせて頂き、又最後に好きな仕事に関与出来て本当に良かったと感謝しております。退職後は好きな読書とランニングを継続していつまでも心身ともに健康でいたいと思っています。

◆ 税務クイズ

担当: 徳野

第一問

乾杯！！の生ビール最高ですね。さて、生ビール一杯に含まれる税金はいくらでしょう？
(中ジョッキ400ccとして)
a.150円 b.88円 c.55円

第二問

宝くじ買ったことありますか？宝くじ1億円当選したら、税金はかかるでしょうか？
a.非課税 b.一時所得として、課税



※本誌に掲載の情報はあくまで参考情報であり、税務上の最終的な判断は専門家に相談してください。

第一問: 88円
第二問: 非課税